資料1

専門家会議における検討結果について（報告）



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

専門家会議における検討結果について（報告）

1．令和8年度新規追加分について

○　新たに追加することが検討されている受入れ対象分野、業務区分等に係る技能評価試験案（特定技能：2分野6試験、育成就労：5分野20試験。別添1参照）について、第12回（10/14）、第13回（10/28）の専門家会議において検討。

○　専門家会議では、第11回有識者会議（令和7年12月開催）で報告した確認の視点（※1）など、これまでの議論の蓄積を踏まえ、確認。

（※1）①製作等作業試験の実施の検討、②製作等作業試験の実施が困難な場合でも計画立案等作業試験の導入などにより難易度を適正化
③試験委員に労働安全衛生コンサルタントなどの労働安全衛生の専門家を選任することによる労働安全衛生に関する試験問題の質の向上
④育成就労の3年目の試験に特定技能1号評価試験を設定し、製作等作業試験の実施が難しい場合には、育成就労評価試験（初級）の実技試験の合格を必須とし、合格基準を通常より高い8割に引き上げる

○　検討の結果、

①新たに作成する技能評価試験（※2）については、分野所管行政機関において試行試験を実施し、その結果を専門家会議に報告、確認を受けた上で試験の運用を開始すること、

（※2）別添1の備考に「新規作成」又は「範囲追加」と記載されている試験

②試験の運用開始後、試験結果の分析を行った上で必要な見直しを行い、試験の難易度の適正化等に引き続き取り組むこと

を条件として、検討対象とした26の技能評価試験案について了承された。

2．令和7年度からの継続検討分について

○　令和7年度から継続検討している技能評価試験案（特定技能：19分野51試験、育成就労：16分野64試験。別添2参照）については、第11回有識者会議で報告したとおり、各試験の開始までに改めて専門家会議において確認・了承を得る取扱いとされている。

○　有識者会議での報告以降、これまで計3回の専門家会議（第9回（3/26）、第10回（6/22）、第11回（8/27））において確認を行っており、これまでに特定技能：10分野32試験、育成就労：10分野43試験について、試験の運用開始後、試験結果の分析を行った上で必要な見直しを行い、試験の難易度の適正化等に引き続き取り組むことを条件として、了承された。

○　残る技能評価試験についても、順次議論・確認を進めていく。

専門家会議における検討結果について（報告）

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

【参考】
第11回有識者会議資料2の再掲

特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議における検討

○　専門家会議を計8回開催し、19分野の特定技能評価試験・育成就労評価試験について検討を行った。

【参考規定】
○基本方針（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針）
第3の3(2)
育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、・・・相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。・・・当該技能水準は・・・技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。
○試験方針（特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針）
第3の3(1)特定技能評価試験
実技試験は、製作等作業試験により実施するが、分野所管行政機関において製作等作業試験により実施することが困難と認める場合には、判断等試験、計画立案等作業試験、実地試験により実施することも可能とする。

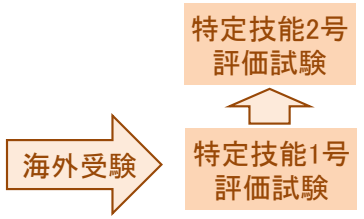
主な指摘事項と対応方針

1．特定技能評価試験については、ほとんどの分野で実技試験を判断等試験（注1）により実施しており、技能を正確に測る観点から検討が必要

①　海外で実施する場合も含め、製作等作業試験（注2）を実施する方向で検討すべき
⇒自動車整備分野（車体整備区分）、航空分野（航空機整備区分）、林業分野において製作等作業試験を実施する
⇒他の分野・業務区分においては、コストや体制の確保の面から現時点で製作等作業試験を実施することは困難

②　製作等作業試験実施が困難な試験についても、計画立案等作業試験（注3）の導入など難易度の適正化を図るべき
⇒全ての分野で計画立案等作業試験の導入及びより実際の工程に即した判断等試験などを導入する

③　労働安全衛生に関する問題の質を高めるべき
⇒全ての分野で試験問題を作成する際の試験委員に、労働安全衛生コンサルタントなどの労働安全衛生の専門家を1名以上選任する



注1）判断等試験　：受験者に対象物又は現場の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判別、判断、測定等を行わせるもの
注2）製作等作業試験　：受験者に材料等を提供、貸与等して実際に物の製作、組立て、調整等の作業を行わせるもの
注3）計画立案等作業試験：受験者に現場における実際的な課題等を紙面を用いて表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせるもの

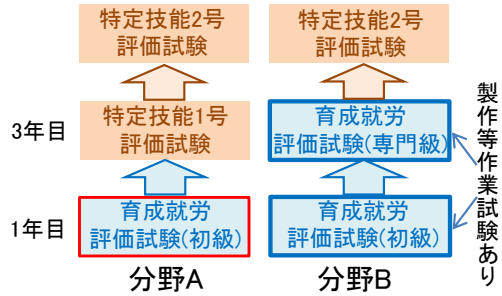
分野ごとの対応	介護	ビルクリーニング	リネンサプライ	工業製品製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	自動車運送業	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業	林業	木材産業	資源循環
①	—	—	—	—	—	—	○※1	○※3	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
②	○	○	○	○	○	○	○※2	○※4	○	○	○	○	○	○	○	○	／	○	○

※1 車体整備区分　※2 自動車整備区分　※3 航空機整備区分　※4 空港グランドハンドリング区分

2．育成就労の3年目の試験に特定技能1号評価試験を設定している分野・業務区分は、少なくとも国内で行う試験は製作等作業試験の実施を検討すべき
⇒製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる（元案6割）

分野ごとの対応	介護	ビルクリーニング	リネンサプライ	工業製品製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	自動車運送業	鉄道	物流倉庫	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業	林業	木材産業	資源循環
	／	○	○	○※5	／	／	／	／	○	／	○※6	○	／	○	○※7	○	／	○	○

※5 RPF製造区分及び生コンクリート製造区分　※6 運輸係員区分を除く　※7 飲食料品製造業区分



3．今般の指摘への対応状況を専門家会議で確認した上で施行する必要がある
⇒指摘事項への対応状況は、具体的な試験問題の修正案も含め各試験の開始までに改めて専門家会議において確認・了承を得る

（別添1）令和8年度新規追加分

		試験名	分野所管行政機関	分野	業務区分	主たる技能	備考
1	特	製造分野特定技能評価試験（機械金属加工） ※1号、2号	経産省	工業製品製造業	機械金属加工		範囲追加（真空成形、航空機部品組立て）
2	育	航空機部品組立て育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	機械金属加工	航空機部品組立て	新規作成
3	特	製造分野特定技能評価試験（電気電子機器組立て） ※1号、2号	経産省	工業製品製造業	電気電子機器組立て		範囲追加（真空成形）
4	育	フィルム加工（ドライラミネート）育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	機械金属加工	フィルム加工（ドライラミネート）	新規作成
			経産省	工業製品製造業	電気電子機器組立て		新規作成
5	育	フィルム加工（押出ラミネート）育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	機械金属加工	フィルム加工（押出ラミネート）	新規作成
			経産省	工業製品製造業	電気電子機器組立て		新規作成
6	育	フィルム加工（スリット）育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	機械金属加工	フィルム加工（スリット）	新規作成
			経産省	工業製品製造業	電気電子機器組立て		新規作成
7	育	フィルム加工（製袋）育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	機械金属加工	フィルム加工（製袋）	新規作成
			経産省	工業製品製造業	電気電子機器組立て		新規作成
8	育	フィルム加工（フラットヤーン）育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	機械金属加工	フィルム加工（フラットヤーン）	新規作成
			経産省	工業製品製造業	電気電子機器組立て		新規作成
9	育	バフ研磨育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	金属表面処理	バフ研磨	新規作成
10	育	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	陶磁器製品製造	タイル製造	技能実習評価試験活用
			経産省	工業製品製造業	陶磁器製品製造	衛生陶器成形	範囲追加（衛生陶器成形）
11	特	製造分野特定技能評価試験（縫製） ※1号	経産省	工業製品製造業	縫製		範囲追加（手袋製造）
12	育	手袋製造育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	縫製	手袋製造	新規作成
13	特	製造分野特定技能評価試験（板ガラス加工） ※1号	経産省	工業製品製造業	板ガラス加工		新規作成
14	育	板ガラス加工育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	板ガラス加工	板ガラス加工	新規作成
15	特	製造分野特定技能評価試験（ガラス溶融成形） ※1号	経産省	工業製品製造業	ガラス溶融成形		新規作成
16	育	ガラス容器製造育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	ガラス溶融成形	ガラス容器製造	新規作成
17	育	ガラス容器品質管理育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業	ガラス溶融成形	ガラス容器品質管理	新規作成
18	育	エクステリア施工育成就労評価試験（初級、専門級）	国交省	建設	建築	エクステリア施工	新規作成
19	育	手荷物・貨物の航空機搭降載業務育成就労評価試験（初級、専門級）	国交省	航空	空港グランドハンドリング	手荷物・貨物の航空機搭降載業務	新規作成
20	育	手荷物取扱業務育成就労評価試験（初級、専門級）	国交省	航空	空港グランドハンドリング	手荷物取扱業務	新規作成
21	育	貨物取扱業務育成就労評価試験（初級、専門級）	国交省	航空	空港グランドハンドリング	貨物取扱業務	新規作成
22	育	航空機内清掃業務育成就労評価試験（初級、専門級）	国交省	航空	空港グランドハンドリング	航空機内清掃業務	新規作成
23	育	旅客取扱業務育成就労評価試験（初級、専門級）	国交省	航空	空港グランドハンドリング	旅客取扱業務	新規作成
24	特	1号漁業特定技能評価試験（水産物産地卸売市場業） ※1号	農水省	漁業	水産物産地卸売市場業		新規作成
25	育	水産物産地卸売市場業育成就労評価試験（初級）	農水省	漁業	水産物産地卸売市場業	水産物の選別、HACCPの考え方を取り入れた鮮度維持管理、計量、陳列・販売	新規作成
26	育	豆腐製造業育成就労評価試験（初級、専門級）	農水省	飲食料品製造業	飲食料品製造業	豆腐製造	技能実習評価試験活用

（※1）上記のほか、技能検定を利用する機械金属加工（真空成形）、電気電子機器組立て（真空成形）、建築（ブロック建築）の育成就労については、育成就労計画の審査基準案のみ確認。
（※2）水産物産地卸売市場業については、育成就労の3年目の試験として特定技能1号評価試験が設定されている。

（別添2）令和7年度からの継続検討分

◎：確認了（確認通知済）
○：確認了（座長一任、事務的確認中）

		試験名	分野所管行政機関	分野	業務区分	主たる技能	確認	議論回
1	特	介護特定技能評価試験（技能）（日本語） ※1号	厚労省	介護	介護			
2	育	介護育成就労評価試験（初級、専門級）	厚労省	介護	介護	身体介護等		
3	特	ビルクリーニング分野特定技能評価試験 ※1号、2号	厚労省	ビルクリーニング	ビルクリーニング		○	⑩（6月）
4	育	ビルクリーニング分野育成就労評価試験（初級）	厚労省	ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング	○	⑩（6月）
5	特	リネンサプライ分野特定技能評価試験 ※1号	厚労省	リネンサプライ	リネンサプライ		◎	⑨（3月）
6	育	リネンサプライ分野育成就労評価試験（初級）	厚労省	リネンサプライ	リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ作業	◎	⑨（3月）
7	特	製造分野特定技能評価試験（機械金属加工） ※1号、2号	経産省	工業製品製造業分野	機械金属加工		◎	⑨（3月）
8	育	アルミニウム圧延・押出製品製造育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業分野	機械金属加工	アルミニウム圧延・押出製品製造（引抜加工）	○	⑩（6月）
			経産省	工業製品製造業分野	機械金属加工	アルミニウム圧延・押出製品製造（仕上げ）		
9	育	金属熱処理育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業分野	機械金属加工	全体熱処理	○	⑩（6月）
			経産省	工業製品製造業分野	機械金属加工	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）		
			経産省	工業製品製造業分野	機械金属加工	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）		
10	育	溶接育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業分野	機械金属加工	手溶接	○	⑩（6月）
			経産省	工業製品製造業分野	機械金属加工	半自動溶接		
			経産省	工業製品製造業分野	プレハブ住宅製品製造	手溶接		
			経産省	工業製品製造業分野	プレハブ住宅製品製造	半自動溶接		
			経産省	工業製品製造業分野	家具製造	手溶接		
			経産省	工業製品製造業分野	家具製造	半自動溶接		
			国交省	建設	土木	手溶接		
			国交省	建設	土木	半自動溶接		
			国交省	建設	建築	手溶接		
			国交省	建設	建築	半自動溶接		
			国交省	建設	ライフライン・設備	手溶接		
			国交省	建設	ライフライン・設備	半自動溶接		
			国交省	造船・舶用工業	造船	手溶接		
			国交省	造船・舶用工業	造船	半自動溶接		
			国交省	造船・船用工業	舶用機械	手溶接		
			国交省	造船・船用工業	舶用機械	半自動溶接		
11	育	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（初級、専門級）	経産省	工業製品製造業分野	機械金属加工	ビーズ法発泡スチロール成形	○	⑩（6月）
			経産省	工業製品製造業分野	電気電子機器組立て	ビーズ法発泡スチロール成形		

12	育	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	機械金属加工	プラスチック成形材料製造	○	⑩(6月)
			経産省	工業製品製造業分野	電気電子機器組立て	プラスチック成形材料製造		
13	特	製造分野特定技能評価試験(電気電子機器組立て) ※1号、2号	経産省	工業製品製造業分野	電気電子機器組立て		◎	⑨(3月)
14	特	製造分野特定技能評価試験(金属表面処理) ※1号、2号	経産省	工業製品製造業分野	金属表面処理		◎	⑨(3月)
15	特	製造分野特定技能評価試験(紙器・段ボール箱製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	紙器・段ボール箱製造		◎	⑨(3月)
16	特	製造分野特定技能評価試験(コンクリート製品製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	コンクリート製品製造		◎	⑨(3月)
17	育	コンクリート製品製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	○	⑩(6月)
			経産省	工業製品製造業分野	プレハブ住宅製品製造	コンクリート製品製造		
18	特	製造分野特定技能評価試験(RPF製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	RPF製造		◎	⑨(3月)
19	育	RPF製造育成就労評価試験(初級)	経産省	工業製品製造業分野	RPF製造	RPF製造	○	⑩(6月)
20	特	製造分野特定技能評価試験(陶磁器製品製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	陶磁器製品製造		◎	⑨(3月)
21	育	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	陶磁器製品製造	機械ろくろ成形	○	⑩(6月)
			経産省	工業製品製造業分野	陶磁器製品製造	圧力鋳込み成形		
			経産省	工業製品製造業分野	陶磁器製品製造	パッド印刷		
			経産省	工業製品製造業分野	陶磁器製品製造	排泥鋳込み成形		
22	特	製造分野特定技能評価試験(印刷・製本) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	印刷・製本		◎	⑨(3月)
23	育	グラビア印刷育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	印刷・製本	グラビア印刷	○	⑩(6月)
24	特	製造分野特定技能評価試験(紡織製品製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造		◎	⑨(3月)
25	育	紡績運転育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	紡績運転(前紡工程)	○	⑩(6月)
			経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	紡績運転(精紡工程)		
			経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	紡績運転(巻糸工程)		
			経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	紡績運転(合ねん糸工程)		
26	育	織布運転育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	織布運転(準備工程)	○	⑩(6月)
			経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	織布運転(製織工程)		
			経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	織布運転(仕上工程)		
27	育	たて編ニット生地製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	たて編ニット生地製造	○	⑩(6月)
28	育	カーペット製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	織じゅうたん製造	○	⑩(6月)
			経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	タフテッドカーペット製造		
			経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	ニードルパンチカーペット製造		
29	育	製網育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	製網	○	⑩(6月)
30	育	染色(捺染)育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	紡織製品製造	染色(捺染)	○	⑩(6月)

31	特	製造分野特定技能評価試験(縫製) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	縫製		◎	⑨(3月)
32	育	下着類製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	縫製	下着類製造	○	⑩(6月)
33	育	自動車シート縫製育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	縫製	自動車シート縫製	○	⑩(6月)
34	育	タオル製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	縫製	タオル製造	○	⑩(6月)
35	育	カーテン縫製育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	縫製	カーテン縫製	○	⑩(6月)
36	特	製造分野特定技能評価試験(電線・ケーブル製造)※1号	経産省	工業製品製造業分野	電線・ケーブル製造		◎	⑨(3月)
37	育	電線・ケーブル製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	電線・ケーブル製造	電線・ケーブル製造	○	⑩(6月)
38	特	製造分野特定技能評価試験(プレハブ住宅製品製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	プレハブ住宅製品製造		◎	⑨(3月)
39	特	製造分野特定技能評価試験(家具製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	家具製造		◎	⑨(3月)
40	育	家具組立て育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	家具製造	家具組立て	○	⑩(6月)
41	育	マットレス製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	家具製造	マットレス製造	○	⑩(6月)
42	育	家具シート縫製育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	家具製造	家具シート縫製	○	⑩(6月)
43	特	製造分野特定技能評価試験(定形・不定形耐火物製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	定形・不定形耐火物製造		◎	⑨(3月)
44	育	定形耐火物製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	定形・不定形耐火物製造	定形耐火物製造	○	⑩(6月)
45	育	不定形耐火物製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	定形・不定形耐火物製造	不定形耐火物製造	○	⑩(6月)
46	特	製造分野特定技能評価試験(生コンクリート製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	生コンクリート製造		◎	⑨(3月)
47	育	生コンクリート製造育成就労評価試験(初級)	経産省	工業製品製造業分野	生コンクリート製造	生コンクリート製造	○	⑩(6月)
48	特	製造分野特定技能評価試験(ゴム製品製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	ゴム製品製造		◎	⑨(3月)
49	育	ゴム製品製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	ゴム製品製造	成形加工	○	⑩(6月)
			経産省	工業製品製造業分野	ゴム製品製造	押出し加工		
			経産省	工業製品製造業分野	ゴム製品製造	混練り圧延加工		
			経産省	工業製品製造業分野	ゴム製品製造	複合積層加工		
50	特	製造分野特定技能評価試験(かばん製造) ※1号	経産省	工業製品製造業分野	かばん製造		◎	⑨(3月)
51	育	かばん製造育成就労評価試験(初級、専門級)	経産省	工業製品製造業分野	かばん製造	かばん製造	○	⑩(6月)
52	特	建設分野特定技能評価試験(土木) ※1号、2号	国交省	建設	土木			
53	育	建設機械施工育成就労評価試験(初級、専門級)	国交省	建設	土木	建設機械施工(押土・整地)	○	⑪(8月)
			国交省	建設	土木	建設機械施工(積込み)		
			国交省	建設	土木	建設機械施工(掘削)		
			国交省	建設	土木	建設機械施工(締固め)		
54	育	管路更生育成就労評価試験(初級、専門級)	国交省	建設	土木	管路更生	○	⑪(8月)
55	育	鉄筋継手育成就労評価試験(圧接)(初級、専門級)	国交省	建設	土木	鉄筋継手(圧接)	○	⑪(8月)
			国交省	建設	建築	鉄筋継手(圧接)		

56	特	建設分野特定技能評価試験(建築) ※1号、2号	国交省	建設	建築			
57	特	建設分野特定技能評価試験(ライフライン・設備) ※1号、2号	国交省	建設	ライフライン・設備			
58	育	電気設備施工育成就労評価試験(初級、専門級)	国交省	建設	ライフライン・設備	電気設備施工		
59	特	造船・舶用工業分野特定技能評価試験(造船) ※1号、2号	国交省	造船・船用工業	造船			
60	特	造船・舶用工業分野特定技能評価試験(舶用機械) ※1号、2号	国交省	造船・船用工業	舶用機械			
61	特	造船・舶用工業分野特定技能評価試験(舶用電気電子機器) ※1号、2号	国交省	造船・船用工業	舶用電気電子機器			
62	特	自動車整備業務特定技能評価試験 ※1号、2号	国交省	自動車整備	自動車整備		○	⑩(6月)
63	育	自動車整備業務育成就労評価試験(初級、専門級)	国交省	自動車整備	自動車整備	自動車整備	○	⑩(6月)
64	特	車体整備業務特定技能評価試験 ※1号、2号	国交省	自動車整備	車体整備		○	⑩(6月)
65	育	車体整備業務育成就労評価試験(初級、専門級)	国交省	自動車整備	車体整備	車体整備	○	⑩(6月)
66	特	航空分野特定技能評価試験(空港グランドハンドリング) ※1号、2号	国交省	航空	空港グランドハンドリング		◎	⑨(3月)
67	特	航空分野特定技能評価試験(航空機整備) ※1号、2号	国交省	航空	航空機整備		○	⑩(6月)
68	特	宿泊分野特定技能評価試験 ※1号、2号	国交省	宿泊	宿泊		○	⑩(6月)
69	育	宿泊分野育成就労評価試験(初級)	国交省	宿泊	宿泊	宿泊	○	⑩(6月)
70	特	自動車運送業分野特定技能評価試験(トラック) ※1号	国交省	自動車運送業	トラック運転者			⑪(8月)
71	特	自動車運送業分野特定技能評価試験(タクシー) ※1号	国交省	自動車運送業	タクシー運転者			⑪(8月)
72	特	自動車運送業分野特定技能評価試験(バス) ※1号	国交省	自動車運送業	バス運転者			⑪(8月)
73	特	鉄道分野特定技能評価試験(軌道整備) ※1号	国交省	鉄道	軌道整備		○	⑩(6月)
74	育	鉄道分野育成就労評価試験(軌道整備)(初級)	国交省	鉄道	軌道整備	軌道整備	○	⑩(6月)
75	特	鉄道分野特定技能評価試験(電気設備整備) ※1号	国交省	鉄道	電気設備整備		○	⑩(6月)
76	育	鉄道分野育成就労評価試験(電気設備整備)(初級)	国交省	鉄道	電気設備整備	電気設備整備	○	⑩(6月)
77	特	鉄道分野特定技能評価試験(車両整備) ※1号	国交省	鉄道	車両整備		○	⑩(6月)
78	育	鉄道分野育成就労評価試験(車両整備)(初級)	国交省	鉄道	車両整備	車両整備	○	⑩(6月)
79	特	鉄道分野特定技能評価試験(車両製造) ※1号	国交省	鉄道	車両製造		○	⑩(6月)
80	育	鉄道分野育成就労評価試験(車両製造)(初級)	国交省	鉄道	車両製造	車両製造	○	⑩(6月)
81	特	鉄道分野特定技能評価試験(運輸係員) ※1号	国交省	鉄道	運輸係員		○	⑩(6月)
82	育	鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(初級、専門級)	国交省	鉄道	運輸係員	駅係員作業	○	⑩(6月)
83	特	鉄道分野特定技能評価試験(駅・車両清掃) ※1号	国交省	鉄道	駅・車両清掃			
84	育	鉄道分野育成就労評価試験(駅・車両清掃)(初級)	国交省	鉄道	駅・車両清掃	駅・車両清掃		
85	特	物流倉庫分野特定技能評価試験 ※1号	国交省	物流倉庫	物流倉庫		◎	⑨(3月)
86	育	物流倉庫分野育成就労評価試験(初級)	国交省	物流倉庫	物流倉庫	物流倉庫	◎	⑨(3月)

87	特	農業特定技能評価試験(耕種農業全般) ※1号、2号	農水省	農業	耕種農業			
88	育	育成就労評価試験(施設園芸)(初級、専門級)	農水省	農業	耕種農業	施設園芸		
89	育	育成就労評価試験(稲作・畑作)(初級、専門級)	農水省	農業	耕種農業	稲作・畑作		
90	育	育成就労評価試験(果樹)(初級、専門級)	農水省	農業	耕種農業	果樹		
91	特	農業特定技能評価試験(畜産農業全般) ※1号、2号	農水省	農業	畜産農業			
92	育	育成就労評価試験(養豚)(初級、専門級)	農水省	農業	畜産農業	養豚		
93	育	育成就労評価試験(家きん)(初級、専門級)	農水省	農業	畜産農業	家きん		
94	育	育成就労評価試験(養牛)(初級、専門級)	農水省	農業	畜産農業	養牛		
95	特	漁業特定技能評価試験(漁業) ※1号、2号	農水省	漁業	漁業			
96	育	漁業育成就労評価試験(初級)	農水省	漁業	漁業	漁船漁業における、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生		
97	特	漁業特定技能評価試験(養殖業) ※1号、2号	農水省	漁業	養殖業			
98	育	養殖業育成就労評価試験(初級)	農水省	漁業	養殖業	養殖業における、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生		
99	特	飲食料品製造業特定技能評価試験 ※1号、2号	農水省	飲食料品製造業	飲食料品製造業			
100	育	飲食料品製造業育成就労評価試験(初級)	農水省	飲食料品製造業	飲食料品製造業	飲食料品製造業全般		
101	育	缶詰巻締育成就労評価試験(初級、専門級)	農水省	飲食料品製造業	飲食料品製造業	缶詰巻締		
102	育	食鳥処理加工育成就労評価試験(初級、専門級)	農水省	飲食料品製造業	飲食料品製造業	食鳥処理加工		
103	育	牛豚食肉処理加工育成就労評価試験(初級、専門級)	農水省	飲食料品製造業	飲食料品製造業	牛豚部分肉製造		
			農水省	飲食料品製造業	飲食料品製造業	牛豚精肉商品製造		
104	育	惣菜製造育成就労評価試験(初級、専門級)	農水省	飲食料品製造業	飲食料品製造業	惣菜製造		
105	育	農産物漬物製造業育成就労評価試験(初級、専門級)	農水省	飲食料品製造業	飲食料品製造業	農産物漬物製造		
106	特	水産加工業特定技能評価試験 ※1号、2号	農水省	飲食料品製造業	水産加工業			
107	育	水産加工育成就労評価試験(初級、専門級)	農水省	飲食料品製造業	水産加工業	水産加工品製造		
108	特	外食業特定技能評価試験 ※1号、2号	農水省	外食業	外食業			
109	育	外食業育成就労評価試験(初級)	農水省	外食業	外食業	外食業		
110	育	医療・福祉施設給食製造育成就労評価試験(初級、専門級)	農水省	外食業	外食業	医療・福祉施設給食製造		
111	特	林業特定技能評価試験 ※1号	農水省	林業	林業		◎	⑨(3月)
112	特	木材産業特定技能評価試験 ※1号	農水省	木材産業	木材産業			
113	育	木材産業育成就労評価試験(初級)	農水省	木材産業	木材産業	木材加工		
114	特	資源循環分野特定技能評価試験 ※1号	環境省	資源循環	廃棄物処分業(中間処理)		◎	⑨(3月)
115	育	資源循環分野育成就労評価試験(初級)	環境省	資源循環	廃棄物処分業(中間処理)	廃棄物処分業(中間処理)	○	⑨(3月)

(※1)上記のほか、技能検定を利用するものについては、育成就労計画の審査基準案のみ確認。
(※2)育成就労評価試験について、初級のみ設定されている分野・業務区分等は、育成就労の3年目の試験として特定技能1号評価試験が設定されている。